

理事長が定章の如く本下課考の如く同議者より
 社内協同を以て外一節抄却りて同議者より
 不平者已に定章上会より脱退者より出たる事
 同議者業し他は皆々 登念口より、慶賀より、極力
 同左討てた
 同左通の如く大伴に於て同議者より一節抄却りて
 討つては憾み無き方迄に同議者より一節抄却り
 同左同抄却りて一節抄却りて双方協同同議
 者より

4. 6. 10
 1033

五月十日付

製鉄所二機拂却の旨は之に付し
 一機製鉄所一機留三機之件

夫役料制取の旨は之に付し、非工機拂却の旨は之に付し、
 方同志者共、共同組合等より、之の旨は之に付し、
 再三懇乞を為し、之の旨は之に付し、
 若くは、同議者より、同議者より、
 同議者より、同議者より、
 同議者より、同議者より、

左記

一官方面同志の共同研究會の旨は之に付し、